

令和6年度第6回伊賀市行政事務事業評価審査委員会 議事概要

開催日時	2024(令和6)年12月2日(月) 午後1時15分から午後4時15分
開催場所	伊賀市役所本庁舎2階202・203会議室
傍聴者数	0名
出席委員	小林 慶太郎【1号委員】 舩見 くみ子【2号委員】 松村 元樹【2号委員】 伊室 春利【2号委員】 森本 吉光【2号委員】 高橋 健作【3号委員】 尾登 誠【4号委員】 北森 輝【4号委員】
欠席委員	井上 順子【2号委員】
事務局	○デジタル自治推進局 局長 奥田、次長 清原、行政改革推進係長 大山、主査 大門、奥本
議事日程	1 開会 2 議事 3 その他
配布資料	当日配布資料 ・審査資料 レビュー結果整理シート ・参考資料 伊賀市行政事務事業評価審査委員会議事概要(第1回から第5回分)
議事概要	<u>1 開会</u> <u>2 議事</u> ・グループ1について 【委員】市有財産管理経費についてだが、全体的に見てきたなかで、管財課で引き取るべきものがあつた。そういったこともここに入れておくべきではないかと思った。 ➤ 【委員長】公有財産の有効活用であるし、そう思う。旧公民館など色々あつた。 ➤ 【委員】使っていないものも活用されるような。 ➤ 【委員】同感である。管財課がそういったものを担う必要がある。担当所属が次の目的が決まるまで管理しておくという体制がおかしいように思う。 ➤ ➤ 【委員長】総括の方が良いかもしれない。今回、市有財産管理経費のところ議論したなかには含まれていなかった。管財課が所管していない施設、公有財産も含めて記載すべきではないか。 ➤ 【事務局】所掌事務のことになってくるのではないかと。行政目

	的を廃止した、所謂、普通財産については管財課に集約して管理すべき。有効活用については資産経営課と、役割に応じた部署で所管するという意見だったと思うので、そのように記載してはどうか。 ➤ 【委員】施設の次の有効活用を議論するのは資産経営課か。 ➤ 【事務局】今主導しているのは、資産経営課である。 ➤ 【委員】それまでの管理は管財課か。 ➤ 【事務局】普通財産に関しては管財課である。 ➤ 【委員】担当課でもっている財産は、以前の目的から離れてしまっているが、行政財産として管理しているのか、若しくは普通財産か。 ➤ 【事務局】所属間の話し合いで決められると思う。 ➤ 【委員長】ルール化されることが望ましい。 ➤ 【委員】先日の議論であった旧公民館の管理で生涯学習課が管理しているとのことだった。教育総務課が廃校した学校を管理していることも同じである。あれは普通財産になっていないのか。 ➤ 【事務局】どの時点をもって普通財産になるのかということだが、全体の統括で記載する予定でいる。 ➤ 【委員】都市計画にも関わる大きな内容である。理想としては少ない経費で活用していきたいなかで個別の話ではない。将来に生かす検討を市は実施するのか。 ➤ 【事務局】普通財産を行政財産にすると決まった案件も事業が動くまでは管財課で管理している場合もある。本来管轄すべき担当課が役割を担えていないのかもしれない。条例に定めていることなので、普通財産に関してはどの所属でも所管になっていないはずなので、このあたりを徹底する必要がある。 ➤ 【委員長】本来の行政目的が無くなった施設等を管財課で管理しないことで最新の状況が分からなくなるのでは。 ➤ 【事務局】財産があること自体は把握しているが、活用までいかない。 ➤ 【委員長】有効活用への発想にならないのではないか。第三者に説明できるようなルールが必要である。 ➤ 【事務局】全体の答申で記載する。内容は次回確認いただく。 ➤ 【委員】コスト削減、環境、持続可能な形で運営される必要がある。コストに対して、サステナブルな形で残す、そのための管理経費であってほしいと思う。改めて強調してよいのでは。付帯意見として記載するとよい。 【委員】防災情報関連事業の総括について、「効果的な情報発信を目指し、アプリ間の連携や統合について検討されたい」とまとめられていることについて、現場の方が話していた優先順位、力関係が影響していないか。予算のある事業に関わらず、アプリの使用ルー
--	---

ルを作成し、庁内で揉めることがないように、記載されたい。活用のルール、運用基準の作成を追記されたい。

- 【委員】成果指標が設定されていない案件が多い。目的に応じた成果指標を設定されるよう、全体として指摘されたい。
- 【委員長】成果指標のあり方は、全体としてどうすべきか記載する。アプリ間の連携統合に向けて、運用基準を設けること。としていただくと良い。
- 【委員】消防操法大会出場経費について、みんなが行きたいと思えるような操法大会であり消防団であるべき。結局は地域への愛着ということになるだろうが、もっと消防団が身近な存在になると良い。そのためにも子どもたちとの関わりが重要で、例えば町のゆるキャラ等を活用しながら、消防団と地域、子どもが関係できて、なおかつ巻き込みながら、地域の共感を得るように実施する方法もあるのではないかな。
- 【委員長】入団したい、大会に出場したいと思えるような運営を検討されたい。と記載すると良い。
- 【委員】魅力があれば出場したい。結果として消防団の能力も上がる。

【委員】交通安全対策経費について、「交通安全協会や警察、企業等と連携した取り組みを検討いただきたい」と記載いただいているが、既に連携するための組織は存在していて交通安全対策協議会で担っている部分がある。事務局である市の立場としては、協議会へ依頼をかけることくらいではないか。指標について、死者数は警察の指標であり、市としては啓発活動にかかる指標を設定すべきである。少し総括に違和感がある。

- 【委員長】市は調整役を担っているが、主体性を発揮できていない。
- 【委員】交通安全協議会の事務局を担っているからには、発言力を持って対応すべきである。
- 【委員長】主体的、先導的に取組を実施されたい。と追記いただくようにお願いします。
- 【委員】市が予算を持っていたとしても対策協議会へ経費を回すしかない。その中では事務局としては旗振りをするのが重要。
- 【委員長】事故数は警察の指標であるから、それは改めてということが必要。
- 【委員】市は啓発と事務局としての対応が中心のため、啓発により市民の意識を高まったことが大切であり、その指標が必要である。ターゲットを絞ることが必要だと思うが、それは当然ではないか。
- 【事務局】審議会では横断歩道で止まらないことが改善された等の事例をお話いただいた。何の改善をターゲットにするかと

	の意図であった。伝わり辛い表現のため、ターゲットではなく、目的を絞るという記載に改める。 ➤ 【委員】目的を絞ればおのずとターゲットは絞れる。行政として総論的に実施しなくてはいけない。 ➤ 【委員】それぞれの役割が重要。市民の交通安全マナーが向上するための取り組みを進めていただきたい。 ➤ 【委員】課題を年度ごとに決めて実施することが必要。 ➤ 【委員】伊賀市の健康マイレージのような企業との連携に繋がるような仕組みが必要かとも思う。 ➤ 【委員】交通安全協会では連続で違反なしの場合、カードをつくれる仕組みがある。そのような活動をもっとすそ野を広げられるような連携により住民の関心が高まるのではないかな。 【委員長】ごみ収集経費については発言がないがこのままで良いか。 【委員長】全体としては財産管理の部分と、複数の課と連携すべき事業についてはルール化して市民に分かりやすい形で進めるべきであったり、また外部との連携のなかでは市が主体性を発揮いただきたいなどが全体に関わる話である。 ・グループ2について 【委員】営業本部活動事業に関して、営業本部を調整役に限定することはよろしくない。主体的に活動すべきと思う。 ➤ 【委員長】営業本部は調整役にとどまらず、各関係課の司令塔としての役割を果たし、伊賀市としての戦略を明確に打ち出し発信していけるようにして欲しいということ。司令塔としての役割を果たすということが大事である。 ➤ 【委員】民間でいう営業部である。その機能が市にあればすごいと思う。 ➤ 【委員】専任の部課が必要と思う。そこで伊賀市のPRを統括して発信していくことを求めたい。 ➤ 【委員】伊賀市の施策を束ねて営業できるような人材を育てるということ。営業本部とは本来そういうことである。 ➤ 【委員長】優秀であっても本部長が兼務では、うまく機能しないのかもしれない。 ➤ 【委員】ほとんどの行政は引き算の思考でいかに効率的に業務をこなしていくかだと思う。営業本部は価値を作っていく側である。価値を最大化し、その先を築ける部門である。このため、専任の方が必要であるし、手法としてインフルエンサーを活用するなど、外部も巻き込んでできるのではないかなと思う。地域の方にも魅力をもって実施するなどが必要である。市民が置いて行かれるのは、もったいなく思う。これは、市の中でも機運がなければできないことである。シビックプライドの考え方。
--	--

地域の住民の市への愛情が共感を生み、応援したいという気持ちに繋がるのが大事ではないか。

- 【委員長】職員だけでなく、市民も営業マンとして、市のPRをしていけるようなシビックプライドの醸成を図ってほしいということか。
- 【委員】そのとおり。市民が分かっていないのに、市外に発信しても、市外の人が来られた時に市民が説明できないのは格好が悪い。教育など色んな分野に繋がる。自分の会社の商品を知らなければ営業できないのと同じである。市民がある程度知っているという基礎が必要であると思う。市内へも啓発し知ってもらったうえで、市外へ発信しなければ、チグハグな営業になってしまうのではないかと思う。

【委員】全体に言えることだが、スポーツ活動振興事業で、総合計画に掲げる中長期的な目標を達成するためにブレイクダウンしたものが事務事業であるべきだと思う。目標の立て方が大事なのではないか。

- 【委員】以前に少し話したが、計画の中で「～をしましょう」というのがある。市の計画には、それを実現するためにどのようなことをするかというのが決定的に足りないと思う。いわゆる戦術、戦略の部分である。目的もやることもはっきりしていないので、具体的なことを書けなかったり、そもそも書く項目がなかったりすると感じている。やはり、そこが本質的な部分であると思う。本来、この事業はどういう目的で、伊賀市のためにこういうことをやっていかなければならない、そのために今年はこれとこれをこのような方法でやる、そういうことが本来の計画ではないかと思う。
- 【委員長】全体に関わることだが、最終目的地点があって、そこに辿り着くために一つ一つ何を積み重ねていくのか、ということがなくてはならないが、目先のことに追われている感じがあるということか。全体に関わることとして記載いただきたい。

【委員長】営業本部活動事業の総括で、ハッシュタグやXなど具体的に記載されているが、全体のバランスを総括にするか、その他付帯意見に記載するか、検討して欲しい。

それから、ふるさと応援事業について、一昨日、他の大学の生徒たちと合同の研究発表合宿があり、クラウドファンディング型のふるさと納税の積極的な活用について発表していた。税の使い道も含めて考えることで関係人口の創出に繋がる仕組みを紹介してくれた。伊賀市としても関係人口の創出を目指すということであったので、方法の一つとしてあるのではないかと思った。付帯意見かもしれない

いが、クラウドファンディング型のふるさと納税の積極的な活用による関係人口の創出も検討して欲しいということも言えるのではないかな。

- 【委員】恐らくガバメントクラウドファンディングなどの話になるのではないかなと思うが、ニーズ調査や協力体制などと書かれている中で、他の自治体での成功事例なども参考に検討してはどうかということも付け加えてはどうか。
- 【委員長】他の自治体でふるさと納税が黒字のところは返礼品が魅力的ということが多いと考えられる。何が魅力的なのか聞くと、肉、魚、酒、米が上位である。魚以外は伊賀にある。もっと営業本部とタイアップして頑張っていたきたい。
- 【委員】仕事が中間事業者ということで分かることだが、中間事業者の役割はとても大きい。結局は様々なサイトがあるなかで、それを管理し、出荷などを取りまとめている。当然そこに新たな返礼品を増やしたり、購入しやすい金額設定にしたり、そういった試行錯誤を事業者と協働してやらないとできない。地元のことが分かっているような中間事業者と組んで事業を進めることは非常に大事だと感じる。
- 【委員】実際に出品する事業者側の視点が大事だと思う。他の自治体ことであるが、自社で出している商品を出品していて、事業者が変わった際に揉めたことがあったので、事業者との折衝などが重要であると思う。いかに事業者が出品してもらいやすいかが大事である。出品者の視点に立つと市として一体感が出るのではないかな。反対に置き去りにされると市のプロモーションが一気に下がるのではないかなと思う。

【委員長】伊賀市のポテンシャルは高いので、戦略性を持って取り組んでいただきたい。しっかりと伝えていただき、シビックプライドを高めていただき、関係人口を増やせると良い。

・グループ3について

【委員】人権啓発推進事業で、「例えば、3年、4年を一周期として」とある箇所、審査会では、世代に響く人権教育を実施する、世代ごとに興味がある人権問題を対象とする、といった意見があった。これらを追記されたい。「あらゆる世代で興味がある」とすれば、高齢者だけではなく、様々な世代で興味があるもの内容を発信してたら良いのではないかな。

- 【委員長】それぞれの世代が興味を示せるような人権課題を検討するということか。
- 【委員】「関心を寄せる」ではないか。
- 【委員長】関心が無い人が関心を持てるようにすべきではないか。

- 【委員】審査会の議論では、参加者は高齢化しており、高齢者には効果があるのかもしれないが、性の多様性など自身の身近な人権問題を取り扱うことで、若年層や、それらの問題に響く人が増えるのではないかと、という話があった。
- 【委員】無関心である事象に、関心を持ち、課題を解決していく必要である。多様性の社会において、バイアスを持たず、正確に問題を把握することが大事である。関心を持って知ること、お互い認め合い、許容し合う必要がある。知ったうえでどう課題と向き合うか、課題に対するアプローチを行う初期段階であると感じた。無関心に関心にするという意味合いが必要であると思う。
- 【委員長】文言をどう直すかだが、「それぞれの世代に関心を持ちやすい人権課題からアプローチして、そこから広げて関心を高めていけるような取り組みを検討されたい。」としてはどうか。

【委員】市内の事業所や福祉施設でも研修等が適切に実施されることが必要ではないか。県内の事業所と話をした際に、賃金の未払いや不足が人権リスクをもたらす問題であること、過重労働や強制労働、ハラスメント等が人権問題だという認識が低いと気付くことがある。最低賃金以下で働かされている人たちが一定数いるが、それが人権課題だという認識が低い。そのような意識を高めていくことが重要ではないか。

- 【事務局】その他付帯意見の2つ目の内容に関わる内容ではないかと思う。もう少し具体性を盛り込み修正をする。
- 【委員長】総括でも「地区別懇談会を開催するという手段が目的化している」とあるが、地区別懇談会だけやっても人権意識の改善は頭打ちであるという話があった。地区だけでなく、企業や事業所などでの課題もあるので、多角的に見る必要があるということだった。
- 【委員】それをするのであれば、人権学習企業連絡会である。
- 【委員】人権の話を辿るともともとは憲法になると思う。人権というのは本来法律に直結しており、法的根拠があり実施しているので、法的な点も学ぶべきだと思う。権利を侵すということが大きな問題であるという学びについての啓発を意見に入れてはどうか。気持ちの面だけでなく、法的な根拠もあったうえで人権啓発だということを記載しても良いのではないかと。
- 【委員長】委員の言うようにざっくり言えば、憲法の幸福追求権などで広く包含して人権が保障されていると言えるが、個別の話になると、実は十分に個別の法律で対応できていない、守れていないというところがある。ヘイトスピーチ規制法もあるが罰則がないことや、性的マイノリティの人たちの権利のようなことも伊賀市では積極的に取り組んでいるが、法律では定め

	られていない。法律が根拠だと言い過ぎた場合、法律に無いため実施しないという人を出さないために、どう記載すべきか悩ましい。 ➤ 【委員】 この件であれば、条例にしてしまえば良いと考えている。桑名市では、誹謗中傷、パワハラに対して実名公表が規定された。地域として、この課題に対して、きちんと条例化することを加味したうえで、人権啓発事業を進める必要があると考える。 ➤ 【委員】 条例はあるが、企業に対してどう対応すべきか。 ➤ 【委員】 市民レベルでは、人権意識や人権啓発が遠いと感じる。身近にある人権問題が対象になっているか、人権侵害に気付かないことが多いのではないか。身近な人権課題から入っていく方が市民目線の行政には合っている。子供の人権教育の内容を聞いたとき、自身の人権意識の低さを痛感させられる。子供に教えられることが多々ある。子供たちへの人権教育がしっかりされていることから、大人から子供たちを見ると人権意識が高いと感じる。身近に人権問題が潜んでいると分かる内容で事業を取組まれたい。 ➤ 【委員長】 総括の「それぞれの世代で関心を持ちやすいところからアプローチして」という表現が適しているか。 ➤ 【委員】 その通りである。関心がなくとも、実は知らない間に、という意識がきっかけになるとも感じたため、身近な課題からは入れるように配慮することが大事ではないか。 ➤ 【委員】 日本的な今までの取り組みでは、人権課題と言えば、障がい者、外国人、同和地区の人、女性などにアプローチすることであったが、国際的な標準で言えば、権利と自由の視点から入る。例えば、婚姻の自由が日本では同性婚は制度上認められないということが、国際社会的に見て異性愛者に保障されている婚姻の自由が同性婚では認められていないという制度的な差別の問題が指摘されている。あるいは特定のマイノリティ性を有することを条件に、例えば、身内に障がい者がいる、外国にルーツがある、同和地区の人などを理由にして発生し得る婚姻の自由の侵害が結婚差別の問題になっている。マジョリティの健常者や日本人だからという理由では発生し得ない。憲法の規定や世界人権宣言などに個別具体的に規定されている権利と自由が全ての人に保障されているとされていながらも、マイノリティ性を有する人達には、この自由権が行使できない、制限される、侵害されるということがある。結果として弱きところにマイノリティがいる。児童労働もそうで、教育を受ける権利があるにも関わらず受けられない。以前チョコレートの例でも示したとおり、ガーナでは子供たちの権利や自由が侵害されている。そういう側面でアプローチしていくことが、人権課題に対して本来持つべき基本的なスタンスである。しかし、人
--	---

	権という特定のマイノリティにフォーカスしていることが課題であり、この部分を抜本的に解決することが大事だと思う。記載するとすれば、「国際標準などの人権の基礎知識を市民が認識できるアプローチが必要」ということだと思う。 ➤ 【事務局】 その他付帯意見の1点目で、個別の問題に対し、問題ごとに意識を高揚させるべきと記載しているが、逆になるか。 ➤ 【委員】 入れるとすれば、その他付帯意見の最初に入れたうで、全ての人に権利や自由が与えられているはずのことが、障がい者にはどんな権利や自由の侵害や制限がかかっているのか知らなければならないという意味で、個別の人権課題を学ぶということは重要である。 ➤ 【委員長】 その他付帯意見の一つ目は、障がい者問題や外国人問題と記載するのではなく、誰しもが基本的人権に守られているもののはずだが、障がい者や外国人、性的マイノリティなど、ややもすると人権が保障されていない人たちがいる。これらを周囲の人たちが意識して、問題が生じないよう人権意識を高めていく必要がある、ということである。 ➤ 【委員】 侵害や制限され、本来のマジョリティと正当な権利と自由を求める運動まで課せられているというのがこの社会の大きな欠陥である。 ➤ 【委員長】 問題と書かない方が良い。 ➤ 【委員】 「障がい者、外国人、性のマイノリティなどの人権が保障されていないことがあり、このようなことが生じないよう人権意識を高揚させていく必要があるが、個別具体的に施策を進めるにあたり体制が十分でないと感じる。」 ➤ 【委員】 「国際標準」という言い方はあるのか。 ➤ 【委員】 最近の例では、人権教育啓発推進法という2000年にできた法律に基づく基本計画の見直しがなされ、今年の2月に有識者会議の報告書が出された。そのなかに、人権啓発や教育の在り方の5つの観点が出され、5つ目に「国際的潮流」と書かれている。 ➤ 【委員】 SDGsに係ってくる。世界で決議された内容の中に人権課題が入っており、一つの指標としてある。三重県のこども政策推進会議に関わっているが、子どもたちに直接意見を聞いて条例を改正しようとしている。みんなに知ってもらい、みんなからの意見を取り入れたうえでの啓発をしなければ現場と乖離するのではないかと思う。ベースにあるのはグローバルスタンダードで、そのうえで、個別の問題が発生し得ることだと思うので、その他付帯意見の一番上に、「国際的潮流」が来るべきである。基本的人権が保障されていない現状があるので、個別の問題に対応していくという流れになるのではないか。自身の意見としては、地域として情報収集すると手段
--	---

	を取られたいと思う。総論としての指針を持ったうえで、個別の問題にアプローチすることが必要と思う。 ➤ 【委員長】辿り着く目標としてはそうだと思う。国際標準があり、国で法律があり、掲げる目標に辿り着くことが必要である。市としてはその認識で良いが、一般市民からすれば難しい。それぞれが関心を持ちやすい講座を行い、意識変容に繋げるというアプローチが良い。 ➤ 【委員】市としては、市民に理解しやすい内容で共有する場を設定されるとよい。今は、啓発の現場と自身の距離が遠く感じている。 ➤ 【委員】社会の制度や住民をつなげる役割を市が担ってほしい。 ➤ 【委員長】目指す方向性と、どう目指すのかを記載する必要がある。記載することで、一般市民にも理解しやすいものとなる。 ➤ 【委員】人権問題の中にハラスメントも含まれる。 ➤ 【委員長】「ハラスメントなどの人権問題に」へ修正する。 【委員長】男女共同参画推進事業、女性相談事業も多文化共生推進事業も基本的な考え方は人権啓発事業での指摘と同じである。個別の事業に対し意見はあるか。 ➤ 【委員】女性相談事業について、福祉関係事業との連携や福祉相談窓口のあり方について記載出来ないか。 ➤ 【委員長】全体に対する指摘として記載する。 【委員】男女共同参画推進事業について、男女共同という言葉が時代に即していない。男女というカテゴリ分けが不適ではないか。市民協働ではないか。市民ひとりひとりの問題として変革が必要であり、男女共同という言葉を変えるべきである。 ➤ 【委員長】国の法律で男女共同参画とあり、国が変わらないがゆえに考え方が改められていない可能性はある。市の政策として、男女共同参画という言葉を書き出す必要があるか検討の余地がある。 ・グループ4について 【委員長】芭蕉顕彰事業では、宿題の投句数は除く、俳句甲子園での優勝など非常に具体的な記載がある。全体的に、記載レベルの統一が必要である。 【委員長】歴史資料保存管理経費について、民族ではなく民俗に修正すること。 【委員】芭蕉顕彰事業のその他付帯意見の一点目について、利権と
--	---

という言葉は使わずに「随意契約で委託する場合には算出根拠を明確にし精査する必要がある」といった表現にしてはどうか。

- 【委員】委託料の約 2,624 万円は人件費か。
- 【事務局】委託料で大きく占めているのは顕彰会時の選句者に対する謝礼というようなやり取りがあった。
- 【委員】補助金から委託料に変えた経緯がある。団体への補助ではなく、市も関わるべき事業であるが、市独自では実施出来ないため委託料に変更したと思われるが、実際はどうか。
- 【委員】補助金の審査でも対象になった件である。
- 【委員】顕彰会のみならず、芭蕉顕彰に市は力を入れている。市はどのような方針か。
- 【事務局】審査会で担当課からは、団体の運営に対する補助は廃止すべきとの過去の審査会での指摘に対し、補助金が適切でないため委託料に含めたとの回答があった。この対応は間違っていると今回の審査会で指摘いただいている。また、芭蕉翁顕彰会は業務委託で芭蕉顕彰に関する委託料を支払っているにも関わらず、職員が事務を担っている事実があり、委託料の精査も必要だと感じている。イベントの企画や、職員を動員してイベント対応も行っている。
- 【委員】適切な顕彰は必要であると考えますが、委託しているにも関わらず職員が関わっているような実態があるのならば問題ある事業の運営だと感じる。
- 【委員】委託料ではなく、市が直接支払えばよいのではないか。
- 【事務局】顕彰会と職員の働く場所が同じである。同じ事務所で仕事をしている環境からも、適切に事業がなされていない。
- 【委員】整理すべきである。
- 【委員】事業費の内訳は公開されているか。
- 【事務局】契約内容の履行実績を開示しているわけではない。事務事業評価シートには、事業の内容を公開している。事務事業評価シートが明確に記載されていない案件は多く、評価資料として適切でない場合もある。委員から意見のあった、特定の契約や受発注の内容を公開している資料はない。
- 【委員】金額は大きく市民の理解が必要である中、詳細がブラックボックス化しては信用が落ちる。結果として人件費に多額が費やされていることを知れば、税金投入の是非も問われる。
- 【事務局】同内容をその他付帯意見三点目に記載している。
- 【委員】記載の内容ではあるが、公表されることはなくとも明細の見える化、委託精査は実施すべきである。

【委員】先賢顕彰費について、「公園が点在していて非効率」とあるが、非効率という表現は適切か。公園があることをプラスに捉えて活用することが意図ではないか。

	➤ 【事務局】管理は都市計画課と伊賀支所に分かれていることから非効率との意見があった。 ➤ 【委員】所管が違ふことがポイントであれば、そのような記載に改めるとよい。 ➤ 【委員長】「各公園の所管が異なり、運用が非効率である。」へ修正する。 【委員】芭蕉翁顕彰事業について、表現を柔らかくした方がよいと発言したが、事務局の認識と合っているか。 ➤ 【事務局】表現は改めたい。 ➤ 【委員】算出根拠を明確にすることは必要であり、その点が伝わる内容であればよい。 ➤ 【委員】市民感覚から外れている。 ➤ 【委員】公益的な事業として運用されるべきであり、一定の団体に恣意的に資金が流れることに留意すべきである。「公益的な事業として委託されているのであれば、恣意的な形で委託料が流れるというのは公益とはかけ離れるので、一定の人の利潤になってはいけない。」といった記載に改めてはどうか。 ➤ 【委員】芭蕉翁顕彰会は公益的な団体なのか。 ➤ 【事務局】芭蕉翁顕彰会は公益財団法人である。 ➤ 【委員】公益財団法人との市との関わりを整理すべきである。公益財団法人である顕彰会は、公益性のある事業を何か有していると思われる。 ➤ 【委員】芭蕉祭が公益に資すると捉えているのではないか。 ➤ 【委員】芭蕉顕彰によりユネスコ世界文化遺産にする等、顕彰会が考えている公益性事業があるのではないか。残念ながら市の事業ではそこが見えてこない。 ➤ 【委員】透明性の問題である。 ➤ 【委員】委託料を使用し、芭蕉翁顕彰会の名前を使うことで、公益があるのかもしれない。 ➤ 【委員】公益として実施している、一部の利潤になっていない、ということは周知すべきである。この事業だけでなく、公益性の高い事業は透明性をもった運用をする必要がある。 【委員】市として誰を顕彰するかの記載はされているか。 ➤ 【事務局】先賢顕彰費の中で記載を予定してる。 ➤ 【委員長】顕彰という視点では個別記載でよいが、顕彰以外の内容も含めて市として優先順位を設けて事業を実施されたいという旨を全体指摘として記載されたい。 ➤ 【事務局】全体指摘として記載する。その中で例として先賢顕彰費での指摘内容を加える。 【委員】産業集積開発事業推進経費について、WEB セミナー等 P R
--	--

活動を実施した後の取り組みが非常に重要である。セミナー後に誘致に向けたフォローなどが必要である。

- 【委員】伊賀市には民間企業に入ってもらう土地がほとんどない。民間主体で産業集積開発を実施しているが、様々な意見があり進捗が芳しくない。現時点で土地が無いため、成果指標として誘致件数の数値化は出来ないであろう。よって指標はセミナー数や企業への発信やPR数等が現実的である。また、どのような企業が伊賀市にマッチするかといった議論にも及んでいない。市が企業種を設定しPRしているわけではない。相手方の考えもある。これらの状況から記載文言を検討されたい。民間主導に限度はある。早く結論を出さないと民間のサイクルに合わない。国や県も含め、公的な位置づけを検討する必要があると考えている。
- 【委員】都市計画との連携や市の決断も必要となる。
- 【委員】土地利用条例について、伊賀市は民間投資しづらいとの意見もある。街中には景観条例や高さ規制等がある。人口減に対し、誘致に力を入れる市町村が増える中で、伊賀市の優位性が弱まるのではないか。将来に繋がる基準にしないといけない。
- 【委員】守るべきものを守りつつも将来を考える必要がある。よってターゲットを絞ること、ロードマップを検討することが、本事業にとっては必要と考える。
- 【委員】伊賀は製造業で成り立っている。名阪国道もあり、働き手が多く伊賀市に來ている。ここを無視しては伊賀市の将来はない。
- 【委員】誘致啓発に1000万円費やしているが、誘致に繋がっていない現状がある。今伊賀市にある企業が市外に転出しない施策も必要と感じる。一体的な情報発信が必要であり、企業の定着、住んでいる方の定住も含めた施策が大切である。
- 【委員】今ある企業も用地拡大出来ない。市外への流出もあり得る。
- 【委員】セミナーは企業誘致にのみ対応する内容ではなく、人の呼び込みやシビックプライドに繋がるものであり、良い内容だと認識している。効果的に事業を進めていただきたい。
- 【委員】プロモーションは以前に比べてとても良い。肝心の土地がない。
- 【委員】流出しない取り組みが重要という点について、起業したい市内の人が、市外ではなく市内に誘致されているか。伊賀市で起業したいと思わせることも重要である。市の中の企業に対してもアプローチし、市の事業活性や税収増に繋がる先行投資を行うことも必要である。

【委員】合併浄化槽設置及び管理事業について、環境負担金につい

てどう扱うべきか。汚水処理の人口普及率を高めるために環境負担金という選択があるが、他市町で実績がないと記載があると選択肢として働かないのではないか。

- 【事務局】 審査会で環境負担金について触れられたことに対し、他市町で実績はないことを実態としてレビュー結果整理シートに記述した。
- 【委員】 市としては、環境整備の方向を向いていることから、汚水処理普及率を高めるために市民も一体となって協力するという認識でよいのか。
- 【事務局】 その通りである。総括へその意図は含めている。
- 【委員】 この意見を出すことで、負担金や罰則も選択肢にあると捉えてもらえる。実施の是非は、別途担当課で協議されたい。
- 【委員長】 聖域なき検討にむけ、意見として環境負担金については記載のままとする。
- 【事務局】 その他付帯意見の「※事務局でしらべたところ」以下を削除し、「目標達成の手段として、浄化槽に換えない市民に対し、環境負担金を取るといったことを検討するべきではないか。」へ修正する。
- 【委員】 浄化槽は、正しくは「合併処理浄化槽」である。
- 【事務局】 合わせて修正する。
- 【委員】 総括の記載について「何をするか主体的に考える」と追記されたい。受け身になってはいけない。

【委員】 耕作放棄地再生利活用対策事業について、総括に「柔軟に設定」と追記されたい。

・グループ5について

【委員長】 趣旨普及費は名称だけでは何を普及する事業か分からない。全体的な指摘として、市民が見て内容が理解できない不明確な名称は改めるべきである。

【委員】 たわらや維持管理経費について、所管の明確化に触れた方がよい。管理する上で効率化されるべきであり、所管を整理されたい。

- 【委員長】 「何のために施設が必要なのかを所管も含めて明らかにした上で、目的に見合った指標の設定や維持管理を行うこと。」へ修正とする。

【委員】 趣旨普及費について、総括に「率先的、主体的」との文言を記載されたい。

- 【委員長】 「周知にあたりデジタル化や様々なアプローチによる展開を検討するなど率先的かつ主体的な取り組みが望まし

	い。」へ修正とする。 【委員】趣旨普及費について、横断的な周知を検討されたい。担当課からは0か100しかない取り組み内容の発言があった。中間案が必要である。 ➤ 【委員長】個別のパンフレット配布等のPRとマス層へのPRの間を指しているのか。 ➤ 【委員】その通りである。地域単位や個人全体の間、例えば自治体の回覧板等でもよい。地域の中で国民健康保険を知ってもらうことがよい。対象者のみを知る、または大勢に周知することで情報が薄まることを防ぐため、住民が適切に知ることが重要である。手段が増えると予算も増えるため、その点の精査は必要だが、0か100かといった周知に留まらない策が必要である。 ➤ 【委員長】個人向け広報と市民全体に向けた広報だけでなくという意味で、折衷案を何と記載すべきか。 ➤ 【委員】市統一のアプリを活用するとよいのではないか。 ➤ 【委員長】全体指摘となるが、各種事務事業の周知のあり方を検討する際は、各課で個別にアプリを立ち上げるのではなく、市全体で発信出来る仕組みを検討されたい。そこで健康保険についても適切に周知されるとよい。 【委員】公民館管理経費の付帯意見について、「廃校になった学校施設にも言えるが」へ修正されたい。 【委員長】グループ5については、管理部門の事業であり、ルーティン化し淡々と事務をこなしているだけという感覚が見受けられた。全体指摘となるが、ルーティンこそ常に改善の視点を持つ必要がある。なんとなく継続することは事業の肥大化に繋がる可能性もあり、改善の意識が重要である。 <u>3 その他</u> 特になし
--	---